

令和3年2月議会 福祉都市委員会報告資料

ページ

1. 第6期福岡市障がい福祉計画（原案）に係るパブリック・コメントの実施について … 1

報告関係附属資料
第6期福岡市障がい福祉計画（原案）……………別冊2

保健福祉局
子ども未来局

1. 第6期福岡市障がい福祉計画（原案）に係るパブリック・コメントの実施について

1 意見募集の主旨

「第6期福岡市障がい福祉計画」は、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、国の定める基本指針に即し、障がい福祉サービス等に関する数値目標やサービスの見込量を定めるもので、2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）を計画期間として策定を進めている。

今回、計画のパブリック・コメント案をとりまとめたため、福岡市情報公開条例及び福岡市パブリック・コメント手続要綱に基づき、市民の意見を募集するもの。

2 実施要領

(1) 意見募集期間

令和3年3月1日（月）～令和3年3月31日（水）

(2) 閲覧・配布場所

以下の場所で閲覧・配布するとともに、本市ホームページに掲載する。

＜閲覧・配布場所＞

障がい企画課（市役所12階）、こども発達支援課（同13階）、情報公開室（同2階）、情報プラザ（同1階）、各区情報コーナー、各区福祉・介護保険課、各区健康課、各出張所、市内相談窓口（心身障がい福祉センター、西部療育センター、東部療育センター、精神保健福祉センター等） など

(3) 募集方法

FAX、郵送、市窓口への持参、ホームページの回答専用フォームへの入力、電子メール

(4) 広報

市政だより3月1日号及び本市ホームページへ掲載

3 今後のスケジュール

時期	内容
令和3年2月	福祉都市委員会報告
令和3年3月1日 ～3月31日	パブリック・コメント実施
令和3年6月頃	障がい者保健福祉専門分科会（答申案協議）及び答申
令和3年8月頃	第6期福岡市障がい福祉計画策定
令和3年9月	議会報告

第6期福岡市障がい福祉計画（原案）の概要

第6期福岡市障がい福祉計画について

1. 福岡市障がい福祉計画とは
障害者総合支援法に基づく「市町村障害福祉計画」及び児童福祉法に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するもので、国が定める基本指針に即し、障がい福祉サービスなどに関する数値目標やサービスの見込量を定めたもの。
なお、「福岡市保健福祉総合計画（障がい者分野）」や「福岡市こども総合計画」などとの整合性を図り策定するもの。
2. 計画期間
2021年度（令和3年度）から2023年度（令和5年度）までの3年間

第6期福岡市障がい福祉計画の内容（数値目標）

（1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

- ①令和元年度末時点の施設入所者のうち、地域生活への移行者数 77人
(第5期目標 91人)

(考え方) 国の指針及び福岡市の実績を踏まえ、目標を設定

- ②令和元年度末時点と比較した施設入所者の減少数 数値目標は設定しない

(考え方) 施設入所者は、地域生活への移行等による退所が見込まれる一方で、家庭の状況や障がいの程度などにより入所に対するニーズが依然高い中、入所者の減少数を目標として設定することは実態にそぐわないため

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

- ①精神病床における1年以上長期入院患者数 1,879人 (第5期目標 1,886人)

(考え方) 県保健医療計画及び福岡市の実態を踏まえ、目標を設定

- ②精神病床における早期退院率

- ・3か月時点 69%以上 (第5期目標 69%以上)
- ・6か月時点 86%以上 (第5期目標 84%以上)
- ・1年時点 92%以上 (第5期目標 90%以上)

(考え方) 国の指針を踏まえ、目標を設定

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実【新規】

機能の充実のため、運用状況を検証する会議の開催回数 1回以上

(考え方) 国の指針を踏まえ、目標を設定

（4）福祉施設から一般就労への移行等

- ①令和5年度中の就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数 589人
(第5期目標 365人)

- ②就労移行支援事業、就労継続支援A型事業及びB型事業の一般就労への移行者数【新規】

ア 就労移行支援事業における移行者数 450人

イ 就労継続支援A型事業及びB型事業における移行者数

・A型 113人 ・B型 26人

- ③就労定着支援事業の利用者数等【新規】

ア 就労定着支援事業の利用者数 413人

イ 就労定着支援事業所ごとの就労定着率 84.2%

(考え方) ①～③全て国の指針及び福岡市の実績を踏まえ、目標を設定

（5）障がい児支援の提供体制の整備等

- ①障がい児に対する重層的な地域支援体制の構築

ア 児童発達支援センターの設置 13か所 (第5期目標 12か所)

(考え方) 国の指針、福岡市の実績及び実態を踏まえ、目標を設定

イ 保育所等訪問支援を実施できる事業所数 18か所 (第5期目標 12か所)

(考え方) 国の指針及び福岡市の実績を踏まえ、目標を設定

- ②重症心身障がい児・医療的ケア児への支援について

ア 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所数 7か所

(第5期目標 2か所)

イ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所数 14か所

(第5期目標 6か所)

(考え方) 国の指針及び福岡市の実績を踏まえ、目標を設定

- ③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置 設置

(第5期目標 設置)

- ④医療的ケア児支援のためのコーディネーターを配置【新規】

配置人数1人

(考え方) ③④は国の指針を踏まえ、目標を設定

（6）相談支援体制の充実・強化等【新規】

区障がい者基幹相談支援センターが地域の相談支援事業者等へ指導・

助言・連携強化の取組みを行った件数 800件

(考え方) 国の指針を踏まえ、目標を設定

（7）障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築【新規】

- ①障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用 活用する

- ②障害者自立支援給付審査支払システム等による審査結果の共有 共有する

- ③指導監査結果の関係市町村との共有 共有する

(考え方) ①～③全て国の指針を踏まえ、目標を設定